

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	環境厚生常任委員会	会議場所 第3委員会室	
		担当職員 池永	
日 時	平成27年6月22日(月曜日)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		閉 議	午後 1 時 5 4 分
出席委員	明田 ○馬場 酒井 奥村 富谷 平本 小松 <西口議長>		
理事者 出席者	-		
事務局	鈴木係長 池永		
傍聴者	市民 2名	報道関係者 - 名	議員3名(小川、竹田、堤)

会 議 の 概 要

1 3 : 0 0

1 開議

2 事務局日程説明

3 請願審査

- (1) 受理番号 3 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用を求める意見書の提出に関する請願

< 明田委員長 >

請願者から意見陳述の申し出を受けているので、ただ今から意見陳述の機会を設けることとしたいが、異議はないか。

(異議なし)

< 明田委員長 >

異議なしと認め、請願者の意見陳述の機会を設けることを決定する。

[請願者 (意見陳述者 (水口氏、塩見氏)) 入室、発言席へ]

< 明田委員長 >

ただ今から、請願者による意見陳述、質疑を順次行う。意見陳述の内容は、請願の趣旨・補足説明とし、陳述時間は2人合わせて10分以内で終了するよう、簡潔に願います。

[請願者 意見陳述 (趣旨説明)]

~ 1 3 : 1 0

[質疑]

< 明田委員長 >

質疑はあるか。

< 平本委員 >

年金の運用は安全策でいくのが一番良いが、ある程度のリスクは覚悟し、運用方法を幅広くしていかなないと、破綻に向かっていくのではないかという声もある。意見書（案）の項目「２」について、修正や削除は可能か。

< 請願者（水口氏） >

運用にあたっては、現在の低金利状況を踏まえ、分散投資については理解をしており、株式に投資してはならないとは考えていない。項目「２」については、項目「１」の「安全かつ確実な運用を堅持すること」の内容を補完するものであると考えており、修正等には臨機応変に応じる。

< 明田委員長 >

今の発言は意見書案についてのものであるので、請願についての質疑に戻す。

< 馬場副委員長 >

年金制度全体が後退している。年金制度の後退について、苦情は寄せられているか。

< 請願者（水口氏） >

厚生年金は、１階が基礎年金部分、２階が報酬比例部分、３階が企業独自の企業年金という仕組みになっている。現在、基礎年金部分は国民すべてが一律に支払っているものであり、これが無くなることはない。２階の報酬比例部分は、人によってかける金額が変わる。将来不安も叫ばれているが、現状ではこの部分は給付がされている。

< 酒井委員 >

請願の趣旨は、どういったもので運用するかという具体的なことはもちろんであるが、ガバナンス体制がしっかりできていないのに勝手なことをして損失が出たらどうするのかということを一番懸念されているのだと考える。そういった内容を踏まえて、意見書案について我々委員で検討していけば良いということか。

< 請願者（水口氏） >

その通りである。１つ目は法令の規定に基づき、きちんと運用してほしいということ。２つ目は、国民からの信頼の問題である。国の中でガバナンス体制を見直ししなければならないという方向性は出ているようであるが、どのように見直しをするかは定まっていない。意思反映がきちんとできるようなガバナンス体制に見直しをしてほしいという内容である。

< 酒井委員 >

ガバナンス体制がまず先で、体制をしっかりして法令を守った上でするのであれば、理解を得られる範囲でリスク性資産への配分を行うことは可能だということか。

< 請願者（水口氏） >

そうである。

< 奥村委員 >

年金積立金管理運用独立行政法人（ＧＰＩＦ）が運用しているわけではなく、運用をしている会社等にお金を渡している。それを選択する時にガバナンス体制が必要だと感じるがどうか。

< 請願者（水口氏） >

ガバナンス体制については、国の中でも色々と意見が出ており、見直しを検討しなければならないという意見が出ている。運用はＧＰＩＦが実際行っているわけではなく、株式や債券にどれだけの比率をもっていくのかの比率を決めている。実際には、証券会社や銀行が比率に基づいて運用している。国の法律に基づいて安全かつ確実に運用してもらうためには、ガバナンス体制がしっかりしていないといけない。

< 奥村委員 >

具体的には、労働者や企業の代表が G P I F の会議に出席することを考えているのか。

< 請願者（水口氏） >

そうである。労使それぞれの代表が G P I F の検討委員会に出て発言できる仕組みの構築を目指している。

< 馬場副委員長 >

組織労働者が少なくなってきた、未組織が増えている。また常勤ではなく派遣など不安定雇用の人もある。そのような人の意見も反映させる必要があるのでは。

< 請願者（水口氏） >

我々連合では、非正規労働者の労働組合員化を進めている。労働組合のない企業で働いている従業員も多く、その声も拾うべきだと考えており、その組織化や非正規の方々との懇談会を開催し、声を拾っている。

< 明田委員長 >

以上で質疑を終了する。

[自由討議]

< 奥村委員 >

年金をもらっている人や年金をかけている人が、年金の運用を他で行うように要求することはできない。自分の預金なら預ける銀行を変えることはできるが、年金についてはできない。請願者の言われるように、G P I F に監視という意味でのガバナンス体制を置くことは良いことであると考えます。

< 酒井委員 >

賛成である。自分でお金を預ける先を選べない以上、そこに意思を反映する仕組みが必要である。その仕組みがあった上で、どこにどれだけ配分するということがなら良いが、逆になっている現状は良くない。

< 平本委員 >

一番大事なのがガバナンス体制である。ステークホルダーは今まで有識者のみの参画であったが、企業側や働く側の参画は大きな意味がある。

< 馬場副委員長 >

法令に従い、利害関係者をきちんと集めて、機構を治めていくことは正論である。しかも、利害関係者には、組合の違いなども乗り越えて、非正規労働者などを含めてやっていこうとされている。

< 明田委員長 >

以上で自由討議を終了する。

4 討 論 ~ 採 決

[討論なし]

[採決]

受理番号 3 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用を求める意見書の提出に関する請願

賛成全員・採択

[請願者退室]

< 明田委員長 >

請願の趣旨に沿う意見書の発議について協議する。請願者から意見書案が添付されている。意見書案について平本委員が先ほど意見を述べられていたが、何かあるか。

< 平本委員 >

ガバナンス体制の構築や、年金の安全確実な運用が請願者の趣旨である。意見書案の項目「２」については、請願者にも削除の意思があるので、削除すれば良いのでは。

< 酒井委員 >

削除しなければならない議論は行っていない。項目「１」を補足する内容なので、あえて削除する必要はないのでは。

< 奥村委員 >

項目「２」は少し違和感がある。

< 明田委員長 >

項目「２」についての意見が分かれているが、どのように扱うか。

< 富谷委員 >

項目「１」を補完する内容なら、あえて要らないのでは。項目「１」で意味が分かるので、項目「１」と項目「３」で良いのでは。

< 奥村委員 >

法律の範囲内であれば一定リスクのある運用も認めているのに、本文の中ほどの文章が、それを批判したような文章になっている。それが端的に書かれているのが項目「２」である。

< 馬場副委員長 >

意見書本文は請願の文章とほぼ同じなので、請願が全会一致で通った以上、本文は変えず、項目「２」を削除するだけで良いのでは。

< 明田委員長 >

項目「２」を外すということで良いか。

< 酒井委員 >

項目「２」をなぜ外すのかという議論がなかったので提起したが、皆の意見を一致するために項目「２」を外す必要があるということであれば、それで良い。

< 奥村委員 >

請願の本文に同じ文章が確かにあるが、議長名で意見書を出す場合は、本文も、もう少し変えた方が良い。少しけんか腰である。

< 馬場副委員長 >

請願でこういう文章が出て、それが全会一致で採択されているので、変える必要はないのでは。具体的な「１」、「２」などの項目は変えても良いが。

< 奥村委員 >

請願の理由と意見書がイコールである必要はないのでは。

< 馬場副委員長 >

請願そのものがその文言で全会一致であれば、その文言を使った意見書で良い。そういう意見書の案として請願者が提出されている。このままで良い。

< 小松委員 >

奥村委員と同意見である。全会一致で認めたならば、全く修正できないものなのか。

修正できるのであれば、修正すべきでは。

< 明田委員長 >

具体的な修正案を。

< 平本委員 >

本文について、具体的にどこをどのように修正すれば良いのか。

< 奥村委員 >

7行目「ハイリスク・ハイリターンの危険な運用をしようとしています」は、請願の際の説明にはなかったので省いてはどうか。それを外して全体の文章を再度考えては。

< 馬場副委員長 >

「認可・公表しています」としたら良いということか。

< 平本委員 >

小松委員の意見は。

< 小松委員 >

同じ部分である。

< 酒井委員 >

その部分を外せば、けんか腰と言われた部分も緩和され、意味も通る。それで十分では。

< 小松委員 >

それで良い。

< 明田委員長 >

平本委員もそれで良いか。

< 平本委員 >

その部分を外すということと、項目「2」を削除するということをお願いする。

< 明田委員長 >

正式な文書を作る必要がある。すぐ作れるか。

< 議事調査係長 >

「ハイリスク・ハイリターンの危険な運用をしようとしています」を取り「公表しています」とし、また項目「2」を削除し、項目「3」を項目「2」とすることで整理する。最終議運に出す時には、調整いただいた内容で出す。

< 明田委員長 >

修正を反映した内容を読みあげる。

[明田委員長 修正した内容で朗読]

[公表「しました」の方が良いとの発言、複数あり。「公表しました」に変更]

< 明田委員長 >

以上のような内容で良いか。

< 全員了 >

< 明田委員長 >

ただいまの意見書案の提出について、賛成者の挙手を求める。

挙手全員

< 明田委員長 >

全員賛成であるので、意見書については委員長名発議で提出する。字句等の整理については正副委員長に一任願う。送付先は記載のとおりで良いか。

<全員了>

5 その他

<明田委員長>

次回は6月24日午前10時から議案の審査を行う。

散会 ～ 13:54